平成２６年（フ）第１６３号
函館市花園町42番８―501号
債務者　河瀬　慎司
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１７３号
函館市美原５丁目16番２号
債務者　大倉ひろ子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３０９号
大阪府吹田市江坂町５丁目12番13―302号
債務者　蔵田　政己
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０７９号
大阪市西区本田２丁目３番10―203号
債務者　小林　民男
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２３９号
大阪府豊中市上野西３丁目12番16―201号
債務者　橋本　真弓
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２５９号
大阪市鶴見区徳庵２丁目５番３―306号
債務者　仲原　孝夫
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３３５号
大阪府大東市南新田１丁目12番502号
債務者　岩永　一広
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３４４号
大阪府豊中市原田元町３丁目12番４号
債務者　石川　克也
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３４９号
大阪府門真市月出町７番３号　立京参番館２Ｂ
債務者　下木原徳美
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３５３号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番31―607号
債務者　北村　裕子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４５８号
大阪市平野区平野上町２丁目１番７号　ヴィラ長尾201
債務者　片岡　新一
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５２９号
大阪市旭区大宮２丁目27番21号
債務者　三木　敏嗣
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５３３号
大阪府吹田市高野台２丁目１番Ｂ42―202号
債務者　上村三重子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５３４号
大阪府吹田市高野台２丁目１番Ｂ42―202号
債務者　上村亜矢香
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９８号
奈良県大和高田市昭和町８番10―511号　朝日プラザウエストウイング
債務者　髙橋　　秀
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
奈良県橿原市菖蒲町３丁目９番24号
債務者　寺田ヒデヨ
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
奈良県大和高田市春日町１丁目６番11号　ベルメゾン高田Ａ103号
債務者　藤本　晃子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
新潟県見附市双葉町14番24号
債務者　五十嵐美喜子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係